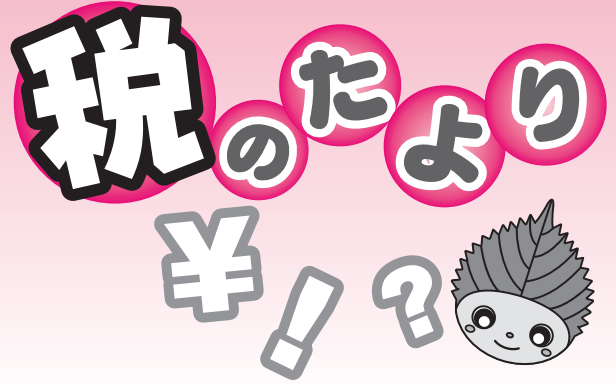


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車の廃車・譲渡などの
手続きをお忘れなく

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず次の届出場所が必要な手続きを行ってください。

注意 売却・譲渡・盗難等で現在所有していても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。業者や他の方に手続きを依頼した場合、完了しているか確認してください。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

軽自動車の異動(取得・廃車・譲渡)届出先

種別	原動機付自転車 (125cc 以下) 特定小型原動機付自転車 ミニカー・小型特殊自動車	軽四輪	軽二輪 (125cc 超) 自動二輪 (250cc 超)
届出場所	役場 税務課	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 ☎050(3816)1770	中部運輸局 愛知運輸支局 ☎050(5540)2046
必要なもの	【登録】販売(譲渡)証明書※1 【廃車】標識(ナンバープレート)、 登録時の標識交付証明書 届出者の本人確認ができるもの (運転免許証、マイナンバーカード等)※2	上記へ直接お問合せください。	

※1 特定小型原動機付自転車の場合、販売(譲渡)証明書に当該要件に該当する旨の記載がない場合は、要件を満たすことが分かる書類が必要。
※2 本町に住民登録がない方が所有する場合は、別途必要書類がありますので、事前に役場税務課までお問合せください。

軽自動車検査協会からの
お願い・お知らせ

① 軽自動車の名義変更・廃車の
届出について

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。

このため、名義変更および廃車の届出は3月中旬ごろまでに済ませるようお願いします。

手続きの方法については、左記のホームページをご確認ください。



軽自動車検査協会
ホームページ

② 軽自動車の車検証が電子化されました

令和6年1月から軽自動車の自動車検査証が電子化されました。車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報格納されます。

車検証電子化に合わせ、車検証の大きさが従前のA4サイズからA6サイズに小型化されます。

専用アプリから車検証の情報が確認できます。電子車検証に格納された情報は、専用アプリ

「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間等が確認できます。専用アプリをインストールすることにより、車検時期やリコールのお知らせ等をお手持ちのスマホ等に通知することができます。



車検証閲覧アプリ

問合せ先 軽自動車検査協会

愛知主管事務所

☎050(3816)1770

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご確認ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay・d払い



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120